

東社労第59号
平成25年5月13日

東京都社会保険労務士会

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 柏木 弘文
(公印省略)

厚生労働省からの「社会保険労務士の不正
行為防止に係る緊急要請」への対応について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近において社会保険労務士による不正行為事件が増加している状況に鑑み、全国社会保険労務士会連合会からの依頼により本年3月15日付東社労第490号「社会保険労務士制度の適正な運営について」にて通知した内容に加え、今回お送りいたします厚生労働省からの「緊急要請」(別添)を改めて会員に対し、周知を徹底するよう連絡がありました。

つきまして、今後の統括支部または支部の研修や行事におきまして、周知していただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

(担当：黒澤・古舘)

社労連第200号
平成25年5月9日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田 修
(公印省略)

厚生労働省からの「社会保険労務士の
不正行為防止に係る緊急要請」への対応について

平素は、連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近において社労士による不正行為事件が増加している状況に鑑み、本年2月27日付社労連第75号「社会保険労務士制度の適正な運営について」により、会員による不正行為の再発防止についてお願いするとともに、『月刊社労士』3月号の巻頭において、「専門家としての倫理を高めるために」と題したメッセージを掲載し、会員に対する注意喚起を行ったところであります。

また、こうした対応と合わせて、本年3月13日開催の第124常任理事会・第178回理事会合同会議において報告いたしましたとおり、本年6月末を目途に、社労士の品位保持に関する課題を整理し必要な取組みをまとめるため、連合会に「社労士の品位保持に関するタスクフォース」（以下「品位保持TF」という。）を設置し、現在、鋭意検討を進めているところであります。

こうした状況の中で、今般、厚生労働省労働基準局監督課長・年金局事業企画課長より当職あて、別添のとおり平成25年4月3日付基監発0403第1号・年管企発0403第3号「社会保険労務士の不正行為防止に係る緊急要請」が発出されました。

つきましては、連合会では、この緊急要請で求められた事項について、品位保



持TFでの検討を踏まえ対策を講ずることといたしますが、貴職におかれましては、現段階において、下記事項につきご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 貴会会員に対して、今回の厚生労働省からの「緊急要請」(別添)の内容を周知していただくとともに、平成22年6月7日付社労連第225号「社会保険労務士制度の適正な運営について」(別紙1)の内容について、改めて徹底していただきたいこと。
2. 貴会における会員への苦情に関する対応の状況について、平成25年5月31日(金)までに別紙2の調査票により必ずご回答いただきたいこと。

以上

基監発 0403 第 1 号
年管企発 0403 第 3 号
平成 25 年 4 月 3 日

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修 殿

厚生労働省

労働基準局監督課長

年金局事業企画課長

社会保険労務士の不正行為防止に係る緊急要請

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生したことから、平成 22 年 4 月 16 日付け労徴発 0416 第 1 号・年管企発 0416 第 1 号「社会保険労務士制度の適正な運営について」（以下「前回要請」という。）において、社会保険労務士の不正防止への取組を要請したところである。

しかしながら、平成 24 年度においては、別添のとおり、雇用関係の各種助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、厚生年金保険法等に係る標準報酬月額を低く申請し不当に保険料の賦課を免れることについて指示等を行った事案等が多発し、過去最高であった平成 21 年度の 6 件を上回る 11 件の懲戒処分事案が発生し、ほぼ倍増という結果に至ったことは大変遺憾である。

については、前回要請の事項を改めて徹底することに加え、下記対策の実施を要請する。
なお、その取組結果について、平成 25 年 6 月末までに報告されるようお願いする。

記

- 1 平成 24 年度の懲戒処分事案のうち 7 件が雇用関係の各種助成金の不正受給への関与であることから、社会保険労務士が雇用関係の各種助成金申請事務を行うに当たり職業倫理上配慮すべき事項を整理の上、全会員へ周知すること。
- 2 前回要請の記の 2 の措置に関連し、都道府県社会保険労務士会の苦情相談窓口における対応が適切に行われるよう、相談対応者への研修等の必要な援助を行うこと。

平成24年度の社会保険労務士懲戒処分事例

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成24年 5月	愛知	○ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請書の作成に際し、本来労働者代表が確認することとなっている休業実績について、事実か否かの確認を行わず、事業主の言いなりに虚偽の休業実績に基づく同申請書を作成したことにより、結果として、事業主が助成金(合計1,822万円)を不正に受給した。	・戒告 相当の注意を怠り、真正の事実 に反して申請書等の作成を行 ったときに該当。
平成24年 6月	大阪	○ 2件の委託事業所の要請を受けて、厚生年金保険法等に係る標準報酬月額変更届及び算定基礎届について、実際よりも低い報酬月額で作成(うち1件の事業所については記載する標準報酬の金額について事業主と相談を行った。)、管轄の社会保険事務所に提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成、事務代理を行 ったとき及び法第15条の規定 に違反する行為をしたときに 該当。
平成24年 11月	神奈川	○ 雇用保険被保険者資格取得届の手續を行うに当たり、事業主から預かった給料表記載の賃金額から雇用保険料を控除していたように内容を書き換えた真実と異なる虚偽の賃金台帳を作成し、当該虚偽の賃金台帳を添付して、管轄の公共職業安定所に提出した。	・業務停止6ヶ月 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行 ったときに 該当。
平成24年 11月	京都	○ 社会保険労務士として事業を行っていたにもかかわらず、事業を行っていないとする虚偽の内容の「失業認定申告書」及び「受給にあたっての申告書」を作成し、管轄公共職業安定所に提出する等の手法により雇用保険の受給手續を行い、雇用保険基本手当(合計281,652円)を不正に受給した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行 ったときに 該当。
平成24年 12月	岐阜	○ 若年者等正規雇用化特別奨励金(第2期)の支給申請に当たり、申請書記載事項と同申請書の添付資料との間に明らかな不整合があり、申請内容に虚偽があることを確信しながら、岐阜労働局長あて提出した。	・業務停止1ヶ月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときに 該当。
平成24年 12月	長崎	○ 4事業場の事業主から事務処理を受託し、東京労働局長に対し、均衡待遇・正社員化推進奨励金(以下「奨励金」という。)を申請したものであるが、同申請に際し、事業主が作成した書類とは内容が異なる書類(労働時間の記録、賃金台帳、労働条件通知書等)を作成し、同虚偽の書類に基づき虚偽の申請書を作成し、提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行 ったときに 該当。
平成25年 1月	静岡	○ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請手續を行うに当たって、事業主に代わり、自ら、その申請手續において必要な添付資料である「勘定科目残高一覧表」(損益計算書)の内容を改ざんし、その改ざんした「勘定科目残高一覧表」を基に、虚偽の内容を記載した「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」及び「生産指数の数値を突証する資料に関する申出書」をそれぞれ作成して、添付資料を含むそれらの書類を静岡労働局長あて提出したものである。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行 ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときに 該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 25 年 2 月	大阪	<p>○ 6件の委託事業所の要請を受けて、厚生年金保険法等に係る算定基礎届等の届書について、記載する標準報酬の金額について事業主等と相談を行い、事実と異なる報酬月額で作成、管轄の社会保険事務所に提出した。</p> <p>また、1件の事業所において、厚生年金保険法等に係る算定基礎届等の届書について、相当の注意を怠り事実と異なる報酬月額で作成、管轄の社会保険事務所に提出した。</p>	<p>・失格処分</p> <p>故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき、法第 15 条の規定に違反する行為をしたとき及び相当の注意を怠り、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。</p>
平成 25 年 3 月	神奈川	<p>○ 中小企業緊急雇用安定助成金(以下「中安金」という。)の支給申請に当たり、労働者の過半数代表として選出されていた労働者Aの署名押印を受け小田原公共職業安定所に4回にわたって提出していたにもかかわらず、その直後に、事業場からAに係る特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の申請事務を受任した際に、中安金と特開金の併給が可能か否かの確認を行うこともなく、更に、Aが中安金の対象労働者であることを十分認識し得る状態にありながら、特開金申請書の「他の助成金支給の有無」欄に「無」に丸を付し、事実と反した内容で小田原公共職業安定所に申請を行ったものである。</p>	<p>・戒告</p> <p>社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。</p>
平成 25 年 3 月	北海道	<p>○ 監督官が、労働基準法第101条第1項に基づき提出を求めた労働条件通知書に関し、監督官に提出した「雇用契約書兼労働条件の通知書」について、労働者から同意を得ることなく自ら労働者の記名を行うとともに自ら用意していた労働者の苗字と同じ印鑑を使用して押印する手法により作成し、更に、「同通知書は労働者に交付済みである。」と監督官に対し虚偽の陳述を行った。</p>	<p>・業務停止1年</p> <p>社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行及び労働社会保険諸法令の規定に違反したときに該当。</p>
平成 25 年 3 月	東京	<p>○ 中小企業緊急雇用安定助成金の申請書類を作成する際に、関係人が作成した虚偽の内容の書類(実際には雇用していない人物を対象労働者とし、実際には行っていない教育訓練を実施したこととする内容の書類)について、内容を確認する必要があると認識ながら、同内容の確認を行うことをせず申請書等の作成を行い、平成 22 年4月 30 日から同年 9 月 24 日までの間、東京労働局長あて、同虚偽の書類を提出した。</p>	<p>・業務停止3ヶ月</p> <p>相当の注意を怠り、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。</p>



労 徴 発 0416 第 1 号
年 管 企 発 0416 第 1 号
平 成 22 年 4 月 16 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長
年金局 事業企画課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生しているところであるが、昨年度においては雇用保険事業に係る助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、労働基準法違反事件等を内容とする過去最高の 6 件の懲戒処分事案が発生し、8 名の社会保険労務士が処分されたところである。

また、現在司法判断との兼ね合い等により、懲戒処分には至っていないが、社会保険労務士が障害者手帳の不正取得に関与したとして警察に逮捕された事案、依頼事業主の労働基準法違反の隠匿に関与したとして、依頼事業主とともに労働基準監督署により検察庁に送検された事案など、社会保険労務士の非行行為が大きく報道される事案も発生している。

社会保険労務士は、今や受験者が 5 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものになっており、また、拡大されたあっせん代理等の業務や年金相談センターにおける相談業務等、社会保険労務士の社会的役割もより一層重要性を増しているところである。

このような状況において、社会保険労務士の信頼を失墜させる行為が繰り返しなされていることは極めて憂慮すべき事態であり、社会保険労務士に対する国民の信頼を回復していくためには、行政はもとより、貴会における指導及び士業団体としての自主的取り組みが強く求められるところである。

については、貴会において社会保険労務士の不正防止に取り組むべく、下記要請する。

記

- 1 社会保険労務士制度の適正な運営のため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の会員がその信用又は品位を害する行為をしないよう徹底すること。
- 2 苦情処理相談窓口等により把握した事案について、苦情処理相談窓口設置規定に基づき的確に対応すること。また、都道府県会に対しても同様に的確に対応すること及び不正の疑いがある社会保険労務士に係る苦情については、不正の未然防止のため、注意勧告制度を有効に利用することを指導すること。
- 3 懲戒処分に至らないまでも、社会保険労務士の信用又は品位を害する行為を行った社会保険労務士については、都道府県会会則に基づき厳正に処分するよう都道府県会に指導するとともに、都道府県会から貴会に報告された処分事案について、ホームページで概要等を公表すること。

社労連第 225号

平成22年6月7日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田 修

(公 印 省 略)

社会保険労務士制度の適正な運営について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、過去においても、社会保険労務士の逮捕、起訴事案が多発したことから、社会保険労務士の倫理、コンプライアンスを遵守し、不正行為が発生しないよう、取り組みをお願いいたしましたところであります。

しかしながら、昨今、社会保険労務士が懲戒処分が付されるケースが増加しており、特に平成21年度は過去最高の6件の懲戒処分事案が発生し、8名の社会保険労務士が処分されたことから、平成22年4月16日付労徴発0416第1号、年管企発0416第1号により、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長及び年金局事業企画課長から、当職あてに社会保険労務士の不正防止に取り組むよう要請がなされました（別添参照）。

このように、社会保険労務士の懲戒処分事例が増加傾向にあることは、社会保険労務士に対する国民の信頼、行政機関との信頼を大きく失墜させるとともに、全国の社会保険労務士の日々の活動に重大な影響を及ぼすことは必至であります。

また、度重なる不祥事の発生は、国民の負託に応えることが使命の専門士業としても許されないことであり、失墜した信頼を回復させるため、連合会、都道府県会及び全会員が一丸となり、不退転の決意をもって再発防止に努めて参らなければなりません。

つきましては、貴会におかれましても、以下の措置を講じ、不正行為防止を一層強化いただくとともに、社会保険労務士の倫理、コンプライアンスを徹底いただきますとともに、万が一、不正の兆候を把握された場合には、調査を行

い、必要な場合には注意勧告制度を活用して厳正な指導をされますようお願い申し上げます。

1. 所属会員に対する「社会保険労務士倫理綱領」の徹底
2. 倫理研修の受講の徹底
3. 不正の疑い(※1)のある社会保険労務士に対しては、必要に応じ、適切な手続(※2)を行うとともに、社会保険労務士法第 25 条の 33 による注意勧告を活用し、不正の未然防止に努めること

(※1)「不正の疑い」とは、社会保険労務士法第 25 条の 33 の趣旨にあるとおり、社会保険労務士の関係法律の規定に抵触するおそれがある情報が明らかとなった場合をいいます。

具体的には、マスコミ報道(新聞、TV)等によって客観的な情報が明らかとなった場合等、不正を行っている可能性が高いと判断される情報を入手した場合が「不正の疑い」に該当するものとします。

(※2)「適切な手続」とは、客観的な情報に基づいて、会に設置されている綱紀委員会において、対応策を検討することをいいます。

(担当：総務部総務課)



参考

労 徴 発 0416 第 1 号
年 管 企 発 0416 第 1 号
平 成 22 年 4 月 16 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長
年金局 事業企画課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生しているところであるが、昨年度においては雇用保険事業に係る助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、労働基準法違反事件等を内容とする過去最高の 6 件の懲戒処分事案が発生し、8 名の社会保険労務士が処分されたところである。

また、現在司法判断との兼ね合い等により、懲戒処分には至っていないが、社会保険労務士が障害者手帳の不正取得に関与したとして警察に逮捕された事案、依頼事業主の労働基準法違反の隠匿に関与したとして、依頼事業主とともに労働基準監督署により検察庁に送検された事案など、社会保険労務士の非行行為が大きく報道される事案も発生している。

社会保険労務士は、今や受験者が 5 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものになっており、また、拡大されたあっせん代理等の業務や年金相談センターにおける相談業務等、社会保険労務士の社会的役割もより一層重要性を増しているところである。

このような状況において、社会保険労務士の信頼を失墜させる行為が繰り返しなされていることは極めて憂慮すべき事態であり、社会保険労務士に対する国民の信頼を回復していくためには、行政はもとより、貴会における指導及び士業団体としての自主的取り組みが強く求められるところである。

については、貴会において社会保険労務士の不正防止に取り組むべく、下記要請する。

記

- 1 社会保険労務士制度の適正な運営のため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の会員がその信用又は品位を害する行為をしないよう徹底すること。
- 2 苦情処理相談窓口等により把握した事案について、苦情処理相談窓口設置規定に基づき的確に対応すること。また、都道府県会に対しても同様に的確に対応すること及び不正の疑いがある社会保険労務士に係る苦情については、不正の未然防止のため、注意勧告制度を有効に利用することを指導すること。
- 3 懲戒処分に至らないまでも、社会保険労務士の信用又は品位を害する行為を行った社会保険労務士については、都道府県会会則に基づき厳正に処分するよう都道府県会に指導するとともに、都道府県会から貴会に報告された処分事案について、ホームページで概要等を公表すること。



労 徴 発 0416 第 2 号
年 管 企 発 0416 第 2 号
平 成 22 年 4 月 16 日

地方厚生局年金調整課長 殿
地方厚生(支)局年金管理課長 殿

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長

年 金 局 事 業 企 画 課 長

(公 印 省 略)

社会保険労務士の懲戒処分について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、昨年度過去最高の件数となったことから、今般別添1のとおり、全国社会保険労務士会連合会会長あて、会員社会保険労務士に対する指導徹底等を要請したので、貴職におかれても管下社会保険労務士会に対する一層の監督指導に努められたい。

なお、過去の社会保険労務士に係る懲戒事案の概要は別添2のとおりであるので、各局において類似事案等社会保険労務士の不正事案を把握した場合には、事案の内容に応じて本省労働基準局労働保険徴収課または年金局事業企画課あてに情報を提供するとともに必要な調査に万全を期されたい。

また、社会保険労務士に係る不正事案の内容が労働に関する法令及び社会保険に関する法令の双方に係るもの場合には、都道府県労働局と地方厚生(支)局とが連携して調査し、又は情報交換を密にするなど効果的な対応に努めること。

労 徴 発 0416 第 1 号
年管企発 0416 第 1 号
平成 22 年 4 月 16 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省
労働基準局 労働保険徴収課長

年金局 事業企画課長

社会保険労務士制度の適正な運営について

社会保険労務士の懲戒処分事案については、平成 15 年度以降毎年のように発生しているところであるが、昨年度においては雇用保険事業に係る助成金の不正受給を目的とした虚偽申請、労働基準法違反事件等を内容とする過去最高の 6 件の懲戒処分事案が発生し、8 名の社会保険労務士が処分されたところである。

また、現在司法判断との兼ね合い等により、懲戒処分には至っていないが、社会保険労務士が障害者手帳の不正取得に関与したとして警察に逮捕された事案、依頼事業主の労働基準法違反の隠匿に関与したとして、依頼事業主とともに労働基準監督署により検察庁に送検された事案など、社会保険労務士の非行行為が大きく報道される事案も発生している。

社会保険労務士は、今や受験者が 5 万人を超え、世間でも非常に注目が高いものとなっており、また、拡大されたあっせん代理等の業務や年金相談センターにおける相談業務等、社会保険労務士の社会的役割もより一層重要性を増しているところである。

このような状況において、社会保険労務士の信頼を失墜させる行為が繰り返しなされていることは極めて憂慮すべき事態であり、社会保険労務士に対する国民の信頼を回復していくためには、行政はもとより、貴会における指導及び士業団体としての自主的取組みが強く求められるところである。

ついては、貴会において社会保険労務士の不正防止に取り組むべく、下記要請する。

記

- 1 社会保険労務士制度の適正な運営のため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の会員がその信用又は品位を害する行為をしないよう徹底すること。
- 2 苦情処理相談窓口等により把握した事案について、苦情処理相談窓口設置規定に基づき的確に対応すること。また、都道府県会に対しても同様に的確に対応すること及び不正の疑いがある社会保険労務士に係る苦情については、不正の未然防止のため、注意勧告制度を有効に利用することを指導すること。
- 3 懲戒処分に至らないまでも、社会保険労務士の信用又は品位を害する行為を行った社会保険労務士については、都道府県会会則に基づき厳正に処分するよう都道府県会に指導するとともに、都道府県会から貴会に報告された処分事案について、ホームページで概要等を公表すること。

社会保険労務士の懲戒処分事例

別添 2

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成3年 6月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○社労士の名を用いて、不正の手段により他人の戸籍謄本等の交付を受け、第三者に渡した。 ○帳簿の備付け、保存義務違反をした。 ○過料判決戸籍法違反により過料30万円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止7ヶ月 ①信用失墜行為の禁止 ②帳簿の備付け及び保存義務の違反に該当。
平成5年 2月	群馬	<ul style="list-style-type: none"> ○妻を委託元事業所に雇用されているものと偽り、自らの手続により、不正に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。 ○委託元事業所に、届出内容を確認させることなく、約8年間、保険料全額(計約300万円)を負担させていた。 ○上記事案については、事業主と和解した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止6ヶ月 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	茨城	<ul style="list-style-type: none"> ○委託元事業主の依頼により、故意に労災保険に関する不正手続を行った。 ○委託元事業主が安衛法違反で送検され、取り調べの中で、社労士の関与が発覚したが、故意の立証が困難なため社労士の立件は見送りとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止10日 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○自賠償の請求事務及び保険金受領などの代理行為を行い、弁護士法違反により罰金20万円に科せられた。 ○虚偽により、委託元従業員の労災休業補償給付(計264万円)を支給させ、その一部を不正取得した。 ○労災給付の業務上横領は、示談により起訴猶予となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止9ヶ月 「信用失墜行為の禁止」の違反に該当。
平成11年 11月	埼玉	<ul style="list-style-type: none"> ○妻及び事業主と共謀し、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書を提出し、基本手当(2名分計200万円)を詐取した。 ○上記他、虚偽により、4名分の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書(4名分)を提出し、基本手当を詐取しようとした。 ○虚偽の雇用保険被保険者資格取得届を基に、特定求職者雇用開発助成金支給申請書を提出し、助成金を詐取しようとした。 ○行政の不正事案に係る調査を妨害した。 ○共同正犯による詐欺罪で、懲役1年6ヶ月、執行猶予3年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失格処分 ①「不正行為の指示等の禁止」の違反 ②「信用失墜行為の禁止」の違反 ③17条付記の虚偽記載 ④故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成16年 3月	岐阜	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 370万円。 委託業務(3件) 1100万円。 ○上記事件により、詐欺罪で懲役3年、執行猶予5年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成16年 3月	神奈川	<ul style="list-style-type: none"> ○特例事業場労働時間短縮奨励金の不正受給について、提出代行で関与する(2件で計120万円の受給)。 ○上記事件により、略式命令により罰金刑20万円(共犯による補助金適正化法の適用)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止1年 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。

	氏名	事案	処分内容
平成16年 10月	北海道	○介護休業制度導入奨励金支給金の不正受給 ・自己の経営する司法書士事務所において不正に75万円を受給したもの。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成16年 10月	石川	○中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 418万円。 委託業務(2件) 343万円。 ○上記事件により、第1審判決 詐欺罪で懲役2年6ヶ月、執行猶予5年。平成17年3月11日 控訴審判決棄却。	・失格処分 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	千葉	○事業主から依頼を受けていない雇用保険関係各種届書等再作成申請書を作成、提出した。 ○虚偽の雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書を作成、提出し、157,500円を不正受給した。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	山梨	○税理士でないにも関わらず、税理士業務を行い、また、税理士の名称を用いたことにより、税理士法に違反した。 ○上記事件により、罰金50万円の略式命令。	・業務停止6ヶ月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 1月	愛媛	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が虚偽の内容を記載した雇用保険被保険者資格喪失届を作成、提出した。 ○上記事件について、愛媛労働局が厳重注意。	・戒告 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 3月	東京	○事業主に対して「労働保険料は、社会保険労務士会を通じて支払うと1割安くなる。」と虚偽の説明をして、労働保険料 753,914円を詐取した。 ○なお、平成7年にも労働保険料52,500円を横領している。(この時は横領額が少額であったこともあり、懲戒手続が開始されなかった。)	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 4月	福岡	○社会保険労務士である労働保険事務組合事務局長が労働保険年度更新に当たり、事業主に無断で労働保険事務処理委託解除として年度更新手続を行い、かつ、それを事業主に通知しないなどにより、事業主から交付された14,208,653円を横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 7月	群馬	○顧問事業場の労働者に係る雇用保険被保険者資格取得手続を怠っていたことを隠蔽することを意図して、計8名の架空の労働者の雇用保険被保険者資格取得届を作成し、提出した。 ○なお、平成5年にも「6ヶ月の業務停止」の処分を受けており、再犯である。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。

	氏名	事案	処分内容
平成19年 2月	福岡	○社会保険労務士である労働保険事務組合理事長が事業主から交付された労働保険料9,002,255円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 2月	山口	○社会保険労務士である労働保険事務組合理事長が事業主から交付された労働保険料の一部7,683,068円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 3月	愛知	○事業主から交付された労働保険料2,892,000円を国に納付せず、横領し、かつ横領の事実を隠蔽するため、虚偽の労働保険年度更新申告書を作成し、提出した	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、及び故意に、真正の事実と反して申請書等の作成をしたときに該当。
平成19年 9月	山口	○業務停止処分の期間中に、事業主の依頼を受けて労働保険年度更新申告書を作成し、労働基準監督署へ提出した。	・失格処分 この法律に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したときに該当。 (刑事告発)
平成19年 11月	神奈川	○教習機関の技能講習を担当する実施管理者の立場で、技能講習を受講していない者を技能講習修了者として帳簿に氏名等を記載した。 ○また、技能講習を受講していない者に技能講習修了証を売却し金員を得た。	・業務停止1年 労働社会保険諸法令の規定に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 12月	石川	○監督署の職員から提出代行した労災保険の請求に関し質問を受け、これに回答するため、虚偽の書類を作成し、提出するとともに虚偽の回答をした。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成20年 4月	福島	○社会保険労務士である労働保険事務組合理事長が事業主から交付された労働保険料約110万円を国に納付せず、自作の歌のCD作成準備費用等として労働保険料を流用した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	氏名	事案	処分内容
平成20年 4月	福岡	○労働保険事務組合の職員の身分を有していなかったにもかかわらず、委託事業場から労働保険料を預かり、個人の債務の返済に充当した。 ○なお、労働保険料の横領行為によって平成20年2月にも「1年の業務停止」の処分を受けており、横領行為の再犯である。	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。 (刑事告発)
平成20年 8月	新潟	○顧問事業場の依頼を受け、事実と異なる労働災害の発生場所や発生状況を記載した「労働者死傷病報告書」及び「労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を作成し、労働基準監督署長に提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成21年 2月	石川	○顧問事業場から中小企業定年等引上げ等奨励金の支給申請手続の依頼を受け、同奨励金支給申請書等の作成を行うに当たり、同社の定年制に係る十分な事実確認を行うことなく、事実と異なる就業規則を作成し、これを労働基準監督署長に提出した。	・戒告 相当の注意を怠り真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成21年 4月	熊本	○社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料約740万円を国に納付せず、労働保険料を自身が経営する会社の活動資金及び自宅建築費用の返済等に流用した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成21年 4月	熊本	○自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成し、これを添付した「労働保険事務組合認可申請書」を熊本労働局長へ提出した。また、熊本労働局の調査を受けたが、事務所の事務員に虚偽の回答をさせた。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成21年 4月	熊本	○自身が理事である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・業務停止3か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	氏名	事案	処分内容
平成 21 年 4 月	熊本	○友人の社労士が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、同代表から書類への押印の依頼を受けた。当該書類には総会を開催した内容の記載があったが、当該事実関係を確認することなく、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・戒告 相当の注意を怠り真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たときに該当。
平成 21 年 5 月	新潟	○ 顧問事業場4社から継続雇用定着促進助成金の支給申請手続の依頼を受け、同助成金支給申請書等の作成を行うに当たり、労働基準監督署の印を付した就業規則届を偽造し、これを同助成金支給申請書に添付し、雇用開発協会へ提出した。 また、顧問事業場の就業規則について、事実と異なる定年制の規定を記載し、当該就業規則を労働基準監督署長へ提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たとき及び社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 21 年 9 月	福島	○ 自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受け るに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成(他の理事 が作成したものに記名押印)し、これを添付した「労働保険事 務組合認可申請書」を福島労働局長へ提出した。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 22 年 1 月	宮城	○ 地方再生中小企業創業助成金の申請に当たり、依頼事業 主に代わり自から申請書に虚偽の内容を記載するとともに、 知人に申請に必要な「工事請負契約書」「領収書」等を偽造さ せ、当該偽造した書類を虚偽の内容を記載した申請書に添付 して宮城労働局長あてに提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実 に反して申請書等の作成を行っ たとき及び社会保険労務士たるにふさわ しくない重大な非行があつたとき に該当。
平成 22 年 3 月	福島	○ 自身が運営する会社の労働者 2 名に対する賃金を、所定 の支払期日までに支払わず、この結果労働基準監督署によ り、労働基準法違反(第 24 条)被疑事件と立件され、検察庁 に書類送検された。 ○ なお、自身が代表であった労働保険事務組合において保険 料を横領し、1 年の業務停止の処分を受けており再犯であ る。	・失格処分 労働社会保険諸法令に違反し たときに該当。